

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

転入者親族と同居するために住宅の改修を検討されている方へ

転入者親族と同居するため住宅を改修するときに、条件を満たすと「多世代同居支援事業補助金」を交付することができます。

多世代同居支援事業補助金

目的

多世代が支え合うことによる子育て、介護等共助の推進及び定住促進による人口の増加を図るため、転入者が市内において多世代で構成する親族と同居するための住宅の改修費用に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

対象者

親族又は親族と同居しようとする転入者(以下「同居者」という。)で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、市税等を滞納している者を除く。

- (1) 同居者が、補助金の交付を受けて改修した住宅(以下「改修住宅」という。)に5年以上定住する見込みであること。
- (2) 住宅改修の費用が200万円を超えていること。

※予算の範囲内で補助金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

条件

次のすべての条件を満たすこと

- 1 業者により改修を施工すること
- 2 住宅の機能回復又は向上のために行う改築、増築(10㎡以内のものに限る)、修繕、模様替え、設備改善工事であること
エアコン、照明器具の設置等は含まれません。
- 3 補助金交付決定後に工事に着手し、当該年度の3月末までに完了すること

「若者世帯」とは、転入者又は、転入者の配偶者(パートナー含む。)が申請日の属する年度の4月1日において、年齢が40歳未満である世帯又は、転入者の中に18歳未満の子がいる世帯

補助金額	
若者世帯(転入者)	80万円
一般世帯(転入者)	50万円

※「多世代同居支援事業補助金」の続き

必要書類

改修の着工前に次の書類を添えて交付申請が必要です。

- 1 多世代同居支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- 2 多世代で構成する親族及び同居の住民票の写し等
- 3 見積書の写し
- 4 住宅の平面図等
- 5 改修前の写真
- 6 住宅の所有者の改修工事承諾書（住宅の所有者以外が申請者となる場合）
- 7 同意書（申請者及び所有者以外の住宅の全ての同居者のもの。ただし、未成年の者を除く。）

※交付決定後、実績報告・請求書の提出が必要です。

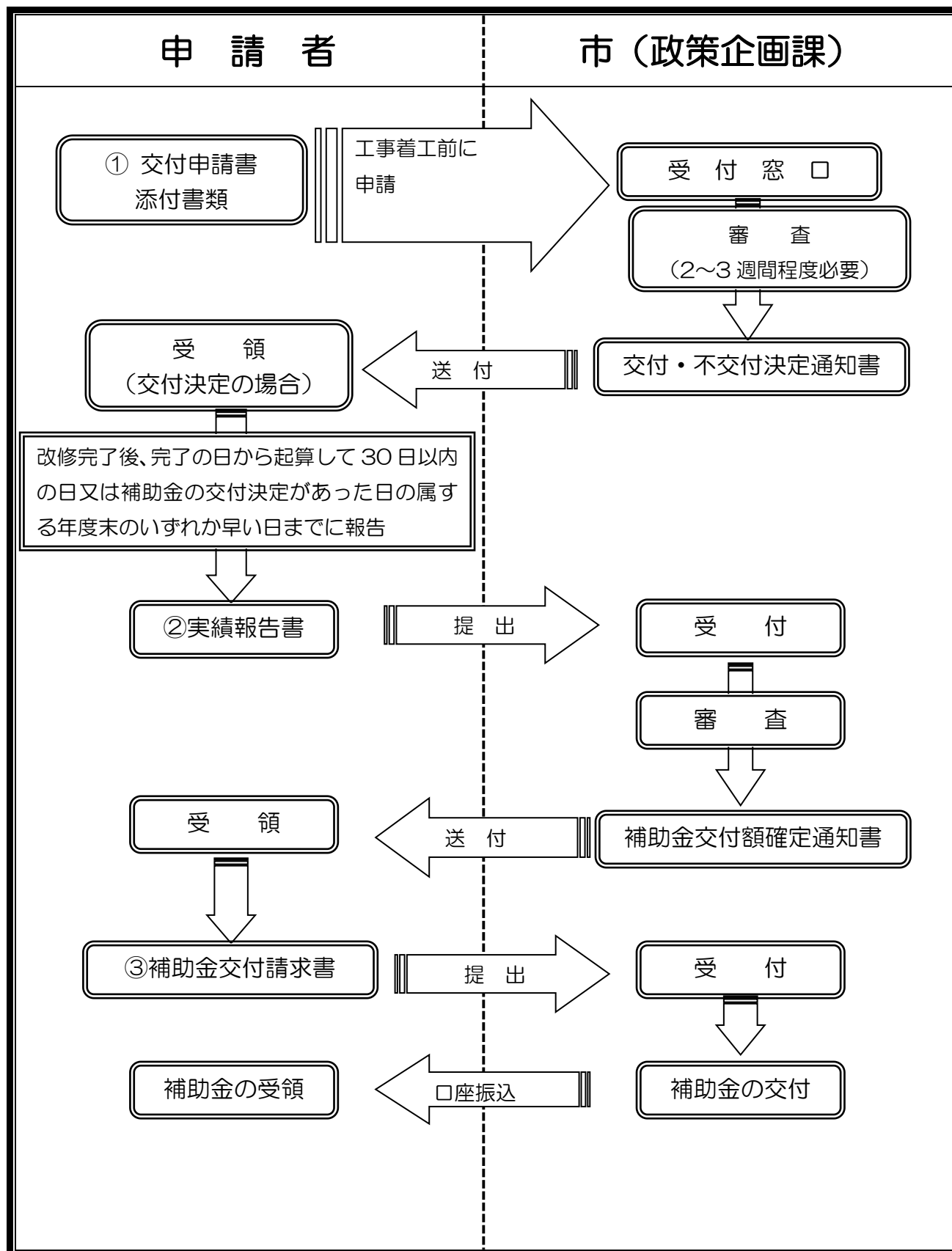
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

TEL：(0826) 42-5612 Fax (0826) 42-4376

多世代同居支援事業補助金手続きの流れ



変更承認申請

事業の内容を変更するときは、変更に係る工事の着工前に、以下の書類を添えて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

【提出書類】

- 1 多世代同居支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- 2 添付書類（交付申請の添付書類のうち、変更部分に係るもの）

中止

交付申請を中止するときは、当該年度の3月末までに以下の書類を添えて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

【提出書類】

- 1 多世代同居支援事業補助金交付申請取下届様式第5号）

実績報告

補助事業が完了したときは、以下の書類を添えて、安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

受付期間 工事完了の日から30日以内、又は事業をした年度の3月末日までのいずれか早い日まで

【提出書類】

- 1 多世代同居支援事業補助金実績報告書（様式第6号）
- 2 領収書の写し
- 3 施工箇所の写真

補助金の請求

補助金の額の確定通知を受けましたら、請求書を記入し安芸高田市企画部政策企画課に提出してください。

請求書が提出された後、補助金を交付します。

【提出書類】

- 1 多世代同居支援事業補助金交付請求書（様式第8号）

（注）補助金の返還

次の事由により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部を返還していただきます。

この場合において、返還金額は補助金の交付を受けた日から当該事由が生じた日までの期間を5年から減じて得た期間（1年未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。）に補助金額の5分の1の額を乗じた額となります。

- 1 交付の日から5年を経過する日までに、住宅取り壊し、又は売却したとき
- 2 交付の日から5年を経過する日までに、住宅から転居したとき
- 3 改修工事の完了の日から3月を経過する日までに、住宅に入居しないとき
- 4 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき